

チャンピオンシップ試合実施要項

第1条〔趣旨〕

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第3号に定める公式試合として、2024-25 Bリーグチャンピオンシップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2024-25 B1・B2リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条〔大会の目的〕

- (1) 2024-25 B1リーグにおける各地区の1位および2位のクラブと、各地区の上位2クラブを除いた18クラブのうち上位2クラブが本大会に参加する。
- (2) 2024-25 B1リーグにおける各地区1位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間2位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間3位クラブ」といい、「チャンピオンシップ出場順位」を1位、2位、3位とする。また、各地区2位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区2位/三地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区2位/三地区間2位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区2位/三地区間3位クラブ」といい、「チャンピオンシップ出場順位」を4位、5位、6位とする。上位を決定するにあたっては、「2024-25 B1・B2リーグ戦試合実施要項」第9条第3項の規定を準用する。
- (3) 各地区の上位2クラブを除いた18クラブのうち上位2クラブを上位から順に、「ワイルドカード上位」、下位のクラブを「ワイルドカード下位」といい、「チャンピオンシップ出場順位」を7位、8位とする。上位を決定するにあたっては、「2024-25 B1・B2リーグ戦試合実施要項」第9条第3項の規定を準用する。
- (4) 本大会に優勝したクラブが2024-25 Bリーグの年間優勝クラブとなり、準優勝したクラブが年間準優勝クラブとなる。

第3条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、トーナメント方式で行い、組み合わせは下図の通りとする。
- (2) 準々決勝、準決勝および決勝はそれぞれ2試合行い、3位決定戦は行わない。
- (3) 準々決勝、準決勝および決勝において2試合が終了した時点で1勝1敗となった場合は、3試合目を行い順位を決定する。

- (4) 準々決勝の全ての試合を、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間2位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間3位クラブ」および「レギュラーシーズン自地区2位/三地区間1位クラブ」のホームゲームとし、準決勝の全ての試合を、「チャンピオンシップ出場順位」の上位クラブのホームゲームとする。また、決勝は中立地にて行う。

第4条〔試合の主催等〕

- (1) 決勝を除くすべての試合は、協会およびBリーグが主催し、ホームゲームとなるBクラブが主管する。このとき、主管するBクラブは主管権料としてBリーグへ200万円(税抜)/試合を支払うこととする。
- (2) 決勝は協会およびBリーグが主催し、Bリーグが主管する。

第5条〔試合の日程および会場〕

- (1) 本大会の準々決勝については木曜日から月曜日の間で開催することとし、準決勝については金曜日から火曜日の間で開催することとする。
- (2) 前項で開催される試合のうち1試合目と2試合目は連日同一会場で開催することとし、3試合目を行う場合は2試合目の翌日または翌々日開催とし、会場を変更して開催できることとする。
- (3) 前項で規定する試合会場は、いずれもホームクラブの活動区域内の会場とし、これによらない場合は理事会での承認を得ることとする。
- (4) 本大会については、Bリーグ規約第48条第3項の規定の対象外とし、運営補償金の支払いをもってしても、本条第1項規定の曜日以外で試合を開催することはできないこととする。

第6条〔試合開始時間の間隔〕

本大会の準々決勝および準決勝における試合開始時間の間隔は、次のとおりとする。

- ① 1試合目と2試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として19時間以上を設けることとする
- ② 2試合目と3試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として21時間以上を設けることとする。

第7条〔順位の決定および表彰〕

- (1) 本大会決勝の勝者を本大会の優勝および2024-25 Bリーグ年間優勝クラブ、敗者を本大会の準優勝および2024-25 Bリーグ年間準優勝クラブとする。
- (2) 本大会準決勝の敗者のうち、「チャンピオンシップ出場順位」の上位クラブを

2024-25 Bリーグの年間3位クラブ、下位クラブを2024-25 Bリーグの年間4位クラブとする。

- (3) 本大会準々決勝の敗者を、2024-25 Bリーグの年間5位から8位とする。このとき、上位を決定するにあたっては、「チャンピオンシップ出場順位」の上位クラブから順に5位から8位とする。
- (4) 第1項に規定するBリーグ年間優勝クラブおよび年間準優勝クラブに加え、第2項に規定する2クラブを年間ベスト4とし、第3項に規定する4クラブをチャンピオンシップ出場クラブとして、それぞれ別途定める「表彰規程」により表彰する。

第8条【同時にプレーできる外国籍選手等】

本大会において同時にプレーできる外国籍選手、アジア特別枠選手および帰化選手については、2024-25 B1・B2リーグ戦試合実施要項第7条3項および4項を準用する。

第9条【遠征経費】

本大会におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費の負担は、「旅費規程」の定めにかかわらず、その算出および負担は次の通りとし、その上限額は「旅費規程」を準用する。

- ① 決勝を除くすべての試合：ホームクラブがアウェークラブの交通費・宿泊費を負担することとするが、準々決勝と準決勝の各アウェークラブの2試合目までの費用を合算し、各ホームクラブにて均等割りすることとする。ただし、3試合目が発生した際のアウェークラブ分の費用については、当該対戦ホームクラブが負担することとし、2試合目までで終了した際にアウェークラブへ発生するキャンセル料については、2試合目までの費用と合わせて合算することとする。
- ② 決勝：Bリーグが出場チームの交通費・宿泊費を負担する。

第10条【改正】

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

